

医療法人松弘会 三愛病院臨床倫理委員会規則

(令和3年9月1日施行)

(設立目的)

第1条 本委員会は、三愛病院における臨床に関わる倫理的諸問題が、現在の法的・社会的・医学的規範に則しているかを検討協議・答申し、当院の臨床倫理管理体制を確立することにより、患者及びその家族への安全で質の高い医療の提供に貢献することを目的とする。

(審議事項等)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議し、必要な業務を行う。

- (1) 臨床倫理の方針、ガイドライン等の策定及び見直しに関すること。
- (2) 患者及びその家族の権利に関すること。
- (3) 医療提供に関すること（保険適応外診療・標準外診療の是非、ICに関する問題、宗教的問題、終末期医療に関する問題（DNART指示等）、同一薬剤の漫然投与、がんや難病の告知、患者の隔離・拘束・抑制、特定患者への診療拒否等）。

(4) 職員の職業倫理に関すること。

2 委員会は、倫理委員会・薬事委員会・医療安全委員会・感染症対策委員会・ハラスメント委員会などで所管する事項を除いて審議する。ただし、当該議事を所管する委員会が明確でなく判断することが困難であると認められるときは、委員長が関係する委員会と協議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医師 4名以上・・・委員長1名、副委員長2名（内科系1名、外科系1名）、医局長、医療安全委員長、感染症対策委員長
- (2) 看護師 3名以上（看護部長を含む）
- (3) 薬剤師 1名以上（薬局長を含む）
- (4) 診療技術部 1名以上（診療技術部長を含む）
- (5) 患者総合支援センター 1名以上
- (6) 事務局 2名以上（事務長を含む）
- (7) 経験を有し、かつ当院と利害関係のない者 若干名（弁護士、当該案件に精通した医療の専門家）
- (8) その他委員会が必要と認める者 若干名

2 第1項に掲げる委員は、医局会の議を経て統括院長・院長が委嘱する。

3 委員は、統括院長・院長が必要と認める倫理研修を年1回以上受講しなければならない。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号に規定する委員のうちから統括院長・院長が指名する者を

もって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長は、委員会において審議した結果を理事長・統括院長・院長に報告するものとする。

（副委員長）

第6条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が議事において利害関係を有するとき、又は委員長に事故があるときは、そのいずれかが委員長の職務を代行する。

（議事）

第7条 委員会は、委員長が必要と認めたときに、随時開催するものとする。ただし、必要がある場合には、委員長が臨時に招集することができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない（委任状等は出席と認めない）。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（緊急審議）

第8条 緊急を要する事案が生じた場合は、統括院長・院長は委員長に緊急委員会の開催を指示することができる。

- 2 緊急委員会は、委員長及び委員のうちから第3条第1項第1号に規定する者1名以上を含む委員長が指名する計3名以上の委員をもって開催する。

- 3 緊急委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる（委任状等は出席と認めない）。
- 4 緊急審議を行うに当たり委員長及び副委員長が出席できない場合は、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。
- 5 審議結果は、遅滞なく理事長及び統括院長・院長に報告しなければならない。
- 6 直ちに審議することが必要であっても、緊急委員会が開催できない場合は、委員長又は統括院長・院長に判断を委ねることができる。
- 7 委員長又は統括院長・院長は、緊急委員会及び前項の判断を要した事案の結果を次に開催される委員会へ報告するものとする。

（委員以外の者の出席）

第9条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（守秘義務）

第10条 委員及び委員会の業務に従事する者は、正当な理由なく知り得た情報を漏らしてはならない。なお、当該業務を退いた後においても、同様とする。

（雑則）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で審議し、医局会に諮って別

に定める。

附則

この規則は、2021 年 9 月 1 日から施行する。